

豊山町監査委員公表第1号

令和4年6月28日付けで提出のありました地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、同条第5項の規定により監査した結果を下記のとおり公表します。

令和4年8月23日

豊山町監査委員 堀尾 博樹

豊山町監査委員 坪井 孝仁

記

第1 請求人
（省略）

第2 請求の内容（原文のまま。）

1. 令和3年度第2回豊山町都市計画審議会（令和4年3月25日）における議題第1号及び第2号の審議にあたっての都市計画決定者（町）の見解書は、意見書提出者の意見を都市計画法及び運用指針や、県の計画の進め方の実態に照らして精査検討したうえでのものとは言えない。また、「結論ありき」のもと作成されており、「意見は要約する」とした見解書の規定を著しく逸脱している。

都市計画決定者（町）は、上記のように同審議会委員に対し公正な情報提供を行わなかったうえに、その見解書も単に棒読みしただけで、移動を強いられる住宅者や農作地を失う地権者の困惑や、不安などに対応する必要性の有無すら提起しなかった。

以上のような状況下における同審議会の決定に基づきなされた都市計画決定者（町）による都市計画決定の告示は一旦取り消し、手続きのやり直しが必要である。本計画が全県下住民にとって喫緊の事業であるなどとして、町が起業者である県の意向に沿う役割は担うことができたとしても、都市計画に伴う住民の安全・安心、農業との調和、計画の統合性・一体性の確保への配慮やその対策の必要性に耳を貸さないのは、住民のために努めるべき役割や責任を放棄したに等しい。

よって、このような審議会の開催にあたっての公費支出は不当であるので、町長はそれに要した費用を弁済しなければならない。また、このことは町長就任時の所信表明やその後の施政方針に適ったものとは言えないので、報酬の削減を求める。

●公正な情報提供が必要な理由

- ①都市計画決定者（町）から審議会委員に提示される見解書は、決議にあたっての重要な情報である。
- ②「手続き上において不備や瑕疵がある。」などとする意見の有無や内容は、決議を左右する重要な情報である。
- ③同計画への不安や困惑、計画にあたる起業者（県）の態度や姿勢への不信感などを抱える住民や利害関係者らの有無や内容は、決議にあたっての重要な情報である。また、検討し対処すべき事項として決議に付帯する必要性の有無の提起は、少なくとも町の責務である。
- ④見解にあたっての判断根拠及び見解内容に不備や瑕疵があっても、「結論ありき」の情報は審議の判断材料となり、計画遂行にあたって対処が必要なことでも見過ごされてしまう恐れがある。
- ⑤都市計画決定者（町）にとって意見書の不都合な箇所の削除は、結果として同審議会委員に計画決定の判断を容易に促し、審議時間を短縮する一因となる。その結果、上記④とともに計画遂行に付随して必要な対処の検討の見落としや見過ごしを生じさせ、且つ「結論ありき」の審議会と形骸化させてしまう。
- ⑥それまでの豊山町議会及び同基幹的防災拠点等特別委員会における地域住民の安全・安心の観点に立った同計画に対する質疑の有無や内容は、住民を代表するものの意見である以上、決議にあたって重要な情報である。

2. 町長は、令和4年3月25日開催の町都市計画審議会に、愛知県基幹的防災拠点整備事業にかかる二つの都市計画決定の議案を付議した。その際、都市計画決定者である町は、これらの計画を「特別な事項」とはとらえず、「臨時委員」を置くことなく開催した。しかも、「臨時委員」は、専門的な知識を有する学識経験者であるとして「臨時委員」を置かなかつたことは、都市計画決定者（町）の同審議会運営上において不備と瑕疵があったと言える。

以上のような状況下における同審議会の決定に基づきなされた都市計画決定者（町）による都市計画決定の告示は一旦取り消し、手続きのやり直しが必要である。よって、このような審議会開催にあたっての公費支出は不当であるので、上記1と同様な措置を求める。

●これら二つの計画（議案）が「特別な事項」にあたる主な理由：

- ①二つの議案の審議にあたり、同審議会議長は審議会施行規則第6条に則り、委員等又は幹事以外の者を審議会に出席させて意見を述べさせている。
- ②二つの議案の決定に当たっては、上位計画である総合計画、マスタープラン、

緑の計画のそれぞれ一部を改訂する必要があるものである。また、そのうち総合計画は町の最上位計画として位置づけられ、一部変更でも町議会の議会承認が必要なものである。

- ③これらの計画の達成（同時に計画・発表されている町の避難所及び賑わい施設整備を含む）により、町内届け出農地の30%程が一気に消滅する。
- ④町長はじめ町幹部は、計画を「町の発展の寄与する一大事業」と公言している。また、起業者（県）にとっても、全県下住民の安全と支援のための喫緊の事業である。
- ⑤この計画を含む基幹的防災拠点整備事業は、県政150周年記念事業の一つに位置付けられている。
- ⑥上青山地区の農地地権者の多くが就農地を失い、地域の景観・環境は激変し、住民・利害関係者らの生活や健康面等に大きな影響が懸念される。

3. 同計画の用地測量等説明会（令和4年4月23日午前・午後、及び同26日）の開催にあたり、「国の同計画事業認可の告示により利害関係者に対し発生する法的効果」については、「主な制限」として資料を読み上げた（都市計画法第65条、67条に関する事）だけで、説明会参加者が理解するにはほど遠いものである。都市計画に関する知識を有しない利害関係者に対し、情報の提供に努めたとは言えない。さらには、同法第68条、とりわけ第69-70条（同事業認可の告示をもって土地収用法の規定が適用される）のような利害関係者にとって重大な情報に触れることもなく、土地等の取得等に伴う損失補償の方針についても不十分と言える説明会は公正さを欠くものであり、あらためてやり直さなければならぬ。（告示後に行えばよいというものではない。）

よって、こうした説明会への公費支出は不当であるので、上記1、2と同様の措置を求める。

このことは、利害関係者に伝えるべき情報を伏したものであり、これまでの住民が計画を理解するには情報提供が十分ではないこと、計画が周知されていない事実を承知しながら（所有農地や住宅が計画エリアに含まれることを認識していない地権者がいることを伝えたにもかかわらず何の対処もせず）、町は都市計画説明会を開催したこと、神明・金剛地区計画エリアから生活道路がなくなることを用地測量等説明会まで何も説明してこなかったこと、計画に伴う道路拡幅工事についても地域住民に説明してこなかったことなどとともに、都市計画エリアの決定を企図するだけを目途に、住民及び利害関係者への対応を等閑してきた町・県の事業遂行にあたっての不誠実極まりない態度である。「損失補償等の方針」についての地域での説明会の開催要望も全く受け止めようとしない。「住民・地権者の協力なしには事業の実現はない。地権者に寄り添って」と聞こえの良い言葉を度々口にしながら、肝心なことは直隠し、「尋ねないと答えようとしない」県の事業姿勢に加担するだけにしか見えない町のこれまでの振る舞いは、地方自治の精神に

悖る行いである。

さらには、各説明会の案内等の送達や個別懇談の連絡は全くなく、用地測量等説明会の案内を手にするのが初めての地権者がいることや、上記都市計画審議会に出席した関係者が述べた意見の中で指摘したにもかかわらず、町公式 HP 上の記載事項が未だに訂正されず放置されていることは、職務上明らかに責任感と緊張感を欠いたものである。また、代替地を希望する関係者らへの候補地の情報提供も満足に行えていない現状を鑑みれば住民・地権者らを蔑ろにしているばかりか、地域住民の意識と結びつきを見縊った所業である。町は「県と一体となり同事業を推進する。」と表明しているものの、事業計画に対する住民らの合意形成を円滑化し、その確実な実現を図らんかとする態勢に、重大な疑念を抱かざるをえないことも付記します。

また、町監査委員の1名は、請求の要旨1の⑥に記載した町議会に所属する議員であり、請求を求めるうえでは公正さを欠くことになるため、監査委員の監査に代えて個別外部監査に基づく監査によることを求める。

第3 請求の受理

本件請求は、令和4年6月28日に提起され、地方自治法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているかについて審査を行った結果、監査を実施して事実関係を確認する必要があると判断し、要件を具備していることを前提として、これを受理した。

第4 監査の執行

1 監査の対象事項

監査の対象は、請求人らから提出された書類から、次の支出が地方自治法第242条第1項に定める違法又は不当な財務会計上の行為に当たるかどうかの点であるとした。

(1) 令和3年度第2回豊山町都市計画審議会（令和4年3月25日）の開催に係る公費

(2) 愛知県基幹的広域防災拠点事業、関連事業（河川及び道路）及び豊山町避難所等事業に係る用地測量等説明会（令和4年4月23日及び26日）の開催に係る公費

2 監査の対象部署

産業建設部 防災拠点推進室

3 請求人の陳述及び証拠提出

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和4年7月26日に請求人らに対して陳述の機会を設けた。

4 監査対象部署の調査

産業建設部防災拠点推進室に対して、令和4年7月26日に調査を行った。

第5 監査委員が認定した事実

請求人らから提出された関係書類及び陳述並びに監査対象部署から提出された関係書類及び説明により、本件請求に関して次の事実を認定した。

- 1 令和4年2月7日、町は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定に基づき、変更しようとする都市計画「名古屋都市計画公園 5・4・106号愛知県防災公園」及び決定しようとする都市計画「名古屋市都市計画教育文化施設 1号臨空消防学校」に係る案（以下併せて「本件都市計画面案」という。）を公告し、同月21日まで縦覧に供した。
- 2 令和4年2月7日から同月21日までの間、町は、都市計画法第17条第2項の規定に基づき、本件都市計画面案に対する意見書を受け付けた。当該期間に提出された意見書は、都市計画「名古屋都市計画公園 5・4・106号愛知県防災公園」に係るものが9通及び都市計画「名古屋市都市計画教育文化施設 1号臨空消防学校」に係るものが9通であった（以下これらの意見書を併せて「本件意見書」という。）。
- 3 令和4年3月25日、町は、次の4点を議題として第2回豊山町都市計画審議会（以下「第2回審議会」という。）を開催した。

〔議題〕

諮問第1号 豊山町都市計画マスタープランの一部改訂について

諮問第2号 豊山町緑の基本計画の一部改訂について

議案第1号 名古屋都市計画公園の変更について

議案第2号 名古屋市都市計画教育文化施設の決定について

- 4 町は、都市計画法第19条第2項の規定に基づき、第2回審議会に「議案別冊3」及び「議案別冊4」として本件意見書の要旨を提出した。

「議案別冊3」には、議案第1号に関する56点に整理された意見の要旨が記載され、その内容は、計画に関すること、関連する事業に関すること、町及び愛知県の手続に関すること、代替地の確保に関すること等について、計画の再考を求める意見、計画や手続の進め方に異議を述べる意見、計画の疑問に関する意見等であった。また、当該56点に整理された意見の要旨に対応する形で「都市計画決定権者の見解」が記載され、その内容は、愛知県基幹的広域防災拠点等の施設の設置意義、施設規模の算出に係る考え方、駐車台数の確保の方針、道路の安全性確保に係る整備方針等、意見に含まれていた質問に回答する旨、住民の利便性や自然保護の観点等、今後の検討に含める旨、空港敷地内の利用等、対応できない旨、住民への丁寧な説明を求める等について今後対応していく旨などであった。

「議案別冊4」には、議案第2号に関する32点に整理された意見の要旨が記載され、その内容は、計画に関すること、関連する事業に関すること、町及び愛知県の手続に関すること、代替地の確保に関すること等について、計画の再考を

求める意見、計画や手続の進め方に異議を述べる意見、計画の疑問に関する意見等であった。また、当該32点に整理された意見の要旨に対応する形で「都市計画決定権者の見解」が記載され、その内容は、愛知県基幹的広域防災拠点等の施設の設置意義、消防学校の施設規模の算出に係る考え方等、意見に含まれていた質問に回答する旨、豊山町の開発エリアに関する整備の内容等、今後の検討に含める旨、空港敷地内の利用等、対応できない旨、住民への丁寧な説明を求める等について今後対応していく旨などであった。

5 第2回審議会において、諮問第1号及び第2号は出席した委員からの異議なく答申されることが決定され、議案第1号及び第2号は出席した委員の全員の賛成により可決された。

6 豊山町都市計画審議会条例（昭和48年条例第32号）第4条第1項では「特別の事項を調査審議させるため必要があるとき」は、豊山町都市計画審議会に臨時委員を置くことができる旨の規定があるが、当該「特別の事項」に関する具体的な規定はなく、町長は、本件都市計画案に関して臨時委員を選任していない。

7 令和4年4月1日、町は、第2回審議会において可決された本件都市計画案を都市計画法第20条第2項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）に基づき告示した。

8 令和4年4月23日に2回及び同月26日に1回、町及び愛知県は、「用地測量等説明会」（以下「測量等説明会」という。）を開催した。

測量等説明会において配布された資料には、「1 用地測量の進め方について」として用地測量の流れ、現地立入り、測量・調査、境界立会等の時期、工区毎の測量業者等が、「2 今後の予定について」として用地費の概算提示予定時期、税制上の優遇措置等が、「3 代替地の取得について」として市街化調整区域の土地の代替地の取得、三者契約、意向聴取等が、「4 防災拠点事業及び関連事業（大山川洪水調節池、道路整備）の状況について」として防災拠点・調節池・道路共通事項、基幹的広域防災拠点事業、河川事業及び道路事業の今年度の予定、今後発生する土地・建物への主な制限等が、それぞれ文章、図、表等を用いて記載されていた。

また、計3回の測量等説明会では、補償費と代替地の関係、三者契約、代替地の斡旋、現況と公図との関係、隣接地との関係、境界立会の予定、道路に係る1メートル借地の関係、移転のスケジュール、道路の拡幅等の質疑が交わされた。

第6 判断

1 住民監査請求の制度について

地方自治法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の行政活動一般を対象とする制度ではなく、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の機関又は職員について、公金の支出等の財務会計上の行為が財務会計法規に照らして違反するあるいは不当なものであると認めるときに、監査を求

め、当該財務会計上の行為の防止、損害の補填等の措置を講ずべきことを請求できるとする制度である。

また、財務会計上の行為と事実上直接的な関係に立つ原因行為に無効事由といえるような重大明白な違法性あるいは不当性があると認められるような場合には、当該普通地方公共団体の長等における財務会計上の行為自体が違法あるいは不当となりうることがあると解される。

2 請求人らの主張の整理

請求人らの主張は、「第2 請求の内容（原文のまま。）」及び「第4 監査の執行 1 監査の対象事項」から、次のとおり整理できる。

(1) 次の理由から、第2回審議会の決定には不備と瑕疵があり、これに基づきなされた都市計画決定の告示は取り消されなければならないものであることから、第2回審議会の開催に係る公費の支出は不当である。

ア 町が第2回審議会に提出した「議案別冊3」及び「議案別冊4」は、本件意見書を都市計画法及び運用指針や県の計画の進め方の実態に照らして精査検討したうえでのものとは言えず、また、本件意見書を適切に要約したものでない

イ 本件都市計画案の審議に関して豊山町都市計画審議会条例第4条第1項の規定に基づく臨時委員を選任しなかった

(2) 参加者への説明が不十分で公正さを欠くものであった測量等説明会は、やり直さなければならないものであることから、測量等説明会の開催に係る公費の支出は不当である。

3 監査委員の判断

(1) 上記「2 請求人らの主張の整理」のとおり、請求人らは、「第2回審議会の開催に係る公費」及び「測量等説明会の開催に係る公費」が財務会計法規に照らして違反するあるいは不当なものであると主張するものではなく、その前提となる手続等に係る違法性や不当性を主張するものである。

(2) 「第5 監査委員が認定した事実 4」からは、第2回審議会に提出された「議案別冊3」には50点を、「議案別冊4」には30点を、それぞれ超える意見が記載され、当該記載された意見も本件都市計画案に賛成するものばかりでなかったといえる。また、これらには、記載された意見の要旨それぞれについて、その時点までの検討内容や事業の進捗に応じた見解、法制度等から対応できないとの見解、意見を踏まえて対応していくとの見解が記載されていたといえる。

そうすると、第2回審議会に提出された「議案別冊3」及び「議案別冊4」の記載は、本件意見書の要旨として不適切とは評価できないものであり、また、これらに対する見解も都市計画法等や事業の進捗を踏まえたものという

べきである。

したがって、町が都市計画法第19条第2項の規定に違反したとはいえない。

- (3)「第5 監査委員が認定した事実 6」のとおり、町の条例に臨時委員をどのような場合に選任するかについての規定はないことからすれば、その選任は町長の広範な裁量に委ねられていると解される。

そうすると、ある事案について臨時委員を選任しないことについては、その町長の判断が著しく合理性を欠き、与えられた広範な裁量権を逸脱又は濫用するものと認められない限り、違法性は肯定されない。

請求人らは、臨時委員が選任されるべき理由について、手続における意見陳述者の存在、上位計画の存在、町議会の議決の必要性、事業の影響等の計6点について述べる。これらの事情が本件都市計画案の重要性を示すことを否定するものではないが、そうであるからと言って、本件都市計画案の審議に関して臨時委員を選任しないことが町長の有する広範な裁量権を逸脱又は濫用するものと明白に判断できるとまではいえない。

- (4) 上記(2)及び(3)から、第2回審議会の決定には不備と瑕疵があり、これに基づきなされた都市計画決定の告示は取り消されなければならないとの請求人らの主張を採用することはできない。

- (5)「第5 監査委員が認定した事実 8」からは、測量等説明会における配布資料がその時点において示すことができる事業の進捗等を文章だけでなく、図や表を用いて理解しやすいように示したものといえ、また、それらの内容を踏まえた上での質疑が行われている状況を照らし合わせれば、測量等説明会における町の説明は一定程度、具体的になされたものというべきであって、不十分で公正を欠くものとまで言うことはできない。

よって、参加者への説明が不十分で公正さを欠くものであった測量等説明会がやり直さなければならないものであるとの請求人らの主張を採用することはできない。

- (6) 以上から、請求人らの主張は、不当であるとする公費の財務会計法規に係る主張もなく、また、その前提となる手続等に係る違法性や不当性の主張も採用することはできない。

- (7) なお、請求人らが求める地方自治法第252条の43第1項に基づく個別外部監査契約に基づく監査については、同項に規定する条例を町が制定していないため、実施することはできない。

第7 結果

本件請求については、地方自治法第242条第11項の規定に基づき、監査委員の合議により、請求人らの主張は認められないことから、理由がないものとして、棄却する。

第8 意見

本件請求に関し、地方自治法第199条第10項に基づき、町が実施する豊山町避難所等事業の推進に当たっては、地元住民に対し、今後においても適切な対応に努められるよう、町へ申し添えるものとする。